平成２４年（フ）第３７４号
愛知県知立市新林町本林26番地12　レインボーハウスⅠ109号
債務者　松山　政敏
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３７９号
愛知県安城市篠目町二タ又11番地３
債務者　岩貝　謙二
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
岡山県倉敷市日吉町481番地12　レオパレス日吉１―102号
債務者　井原　芳章
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
高知市中万々96番地10、住民票上の住所高知市薊野北町２丁目１番31号　コーポラス薊303号室
債務者　川﨑　康司
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２４号
高知県香美市土佐山田町秦山町３丁目１番14号　昌世マンションⅡ206号室
債務者　門田　正道
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０２号
長崎県長崎市鳴見町263番地23
債務者　友重津与志
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
茨城県つくば市筑波1431番地
債務者　大場　正之
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２０８号
茨城県稲敷郡阿見町大字曙434番地１　県営阿見アパート３―３―２
債務者　髙部　真也
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４２７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸５丁目17番２号
債務者　川上　剛史
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５０８号
埼玉県草加市長栄町697番地６
債務者　石山千賀子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５１２号
埼玉県越谷市東越谷４丁目３番地13　須賀方
債務者　菊池紀枝子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
京都府綾部市大島町内山田30番地の13
債務者　熊内　静夫
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
福岡県京都郡苅田町与原３丁目９番地８　スターロワイヤル小波瀬504号
債務者　吉武　千絵
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１７９３号
北海道千歳市信濃４丁目６番13号
債務者　川伊　祐介
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９８４号
札幌市南区石山３条７丁目３番23号
債務者　中川　昌子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９８７号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目15番１―201号
債務者　河崎　　洋
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０９５号
札幌市北区北21条西４丁目２番37号　コーポシャルマン102号
債務者　坪井　久志
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４号
北海道稚内市萩見５丁目４番７号　第二萩見荘102
債務者　金田貴美子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　旭川地方裁判所稚内支部